

〔保証付きと表示する場合の「保証内容」の表示〕

Q. 「保証付き」と表示した場合、「保証内容」、「保証期間または保証走行距離数」を表示することとなっていますが、「保証内容」は何を表示したらよいのでしょうか？

A. 「保証付き」の場合に表示する「保証内容」とは、保証の対象となる部分や免責内容等のことです。「一般的な中古車保証（「部分保証」）」、「メーカー（新車）保証」、「特別な制限のある保証」の表示方法は、以下のとおりです。

1. 一般的な中古車保証（「部分保証」）の場合

内外装・油脂類・消耗品を除く部分を保証対象とした一般的な中古車保証の場合は、当該保証の名称（「●●保証」等）や「部分保証」と表示します。

【正しい広告表示の例】

◆保証付き コンフォート保証
1年間又は走行無制限

◆保証付き 1年間又は走行無制限
(部分保証)

2. メーカー（新車）保証の場合

「メーカー保証」や「新車保証」、「部分保証」と表示します。

【正しい広告表示の例】

◆保証付き メーカー保証
初度登録から3年又は走行5万kmまで

※保証期間・走行距離数は「初度登録からのものである」旨を明瞭に表示してください

3. 特別な制限のある保証の場合

実際には「エンジンのみ保証」など、保証内容や保証対象部位が一般的な中古車保証に比べて著しく限定されている場合や、工賃又は部品代が有料となる場合など、保証内容に特別な制限がある場合は、その旨を明瞭に表示してください。

保証内容や保証対象部位が一般的な中古車保証に比べて著しく限定されている場合や、保証内容に特別な制限があるにもかかわらず、その旨を表示しない、または、明瞭に表示しない場合は、保証内容について、実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある「不当表示」に該当します。

＜「保証の有無」や「保証内容」等は、中古車の価格や品質に係る重要事項です＞

同じ「支払総額」でも、保証「付き」か「なし」か、また、保証が付く場合の「保証内容」等の違いは、消費者の商品選択に大きな影響を及ぼします。

「保証付き」で販売する場合は、その旨及び「保証内容」、「保証期間または保証走行距離数」を明瞭に表示してください。